

<住宅用防災警報器取付支援の詳細>

(取付支援の内容)

住宅用防災（火災）警報器の取付け困難世帯のうち未設置世帯（一部未設置世帯を含む。）に対して、無償で取付けを行う。ただし、電気工事を伴うものは対象外。※住宅用防災（火災）警報器及び取付けに必要なビス等はご自身でご準備下さい。

(対象となる世帯)

同一世帯の全員が次のいずれかに該当する世帯

- ①65歳以上の者で、自ら取付け困難である者
- ②身体障害者手帳の交付を受けている者で、自ら取付け困難である者
- ③上記に準ずる者と消防長が認める者

(実施期間)

次のいずれかの期間（土・日・祝日は除く。）

- ①全国春季火災予防週間中（3月1日～3月7日）
- ②全国秋季火災予防週間中（11月9日～11月15日）
- ③その他、消防長が必要と認めた期間（1週間程度）

(申込み期間)

上記の実施期間の1ヶ月前から1週間前まで。

(申込み方法)

申込者または代理人が申込書を下記の場所に持参または郵送して下さい。

〒583-0015 藤井寺市青山3丁目613番地の8

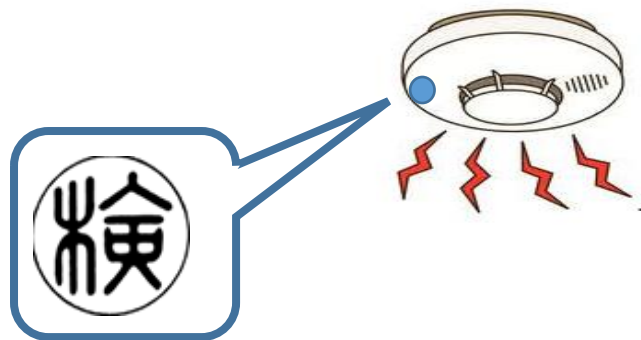
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 庁舎3階 予防課

開庁時間 平日の8時45分～17時15分 連絡先 072-958-9928

※申込書はホームページでダウンロードまたは消防本部予防課・消防署・出張所で配布しております。

(ご準備頂くもの)

- ①国家検定合格表示のついている住宅用防災（火災）警報器
- ②取付けに必要なビス等



(設置が必要な場所)

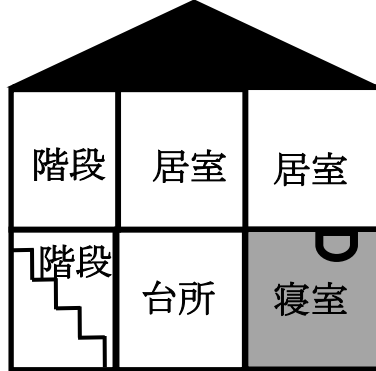
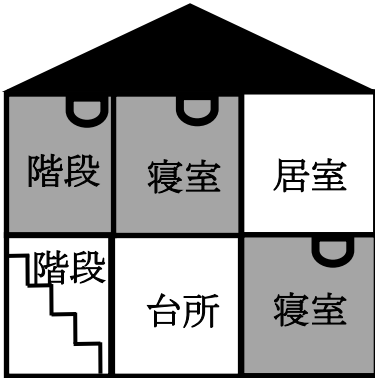
- ①寝室
- ②寝室に通じる階段の上部

※詳しくは次ページの「住宅用火災警報器設置場所早見表」をご覧ください。

住宅用火災警報器設置場所早見表

2階建て

・寝室と寝室に通じる階段の上部に設置

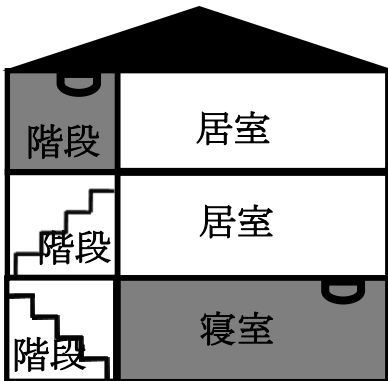


住警器
設置場所

煙感知器

3階建て パターン①

・寝室と最上階の階段の上部



3階建て パターン②

・寝室と寝室のある階の階段の上部
・寝室がある階から、2つ下の階の階段の上部
(2階の階段の上部に設置されている場合を除く)

